

一般社団法人 日本人間健康栄養協会認定
栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士制度規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 人は、尊厳の保持と自立生活の支援のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域社会づくりが重要な課題となっている。これらを実現するためには、一人ひとりの立場に立った食事・栄養支援の技法、食事に注意を要する疾病の知識と専門的支援技術を持った管理栄養士が必須となる。非経口も含めた高度な栄養管理（栄養ケア）の知識・技術を用いて、個々に適した栄養ケアプロセスマネジメント、アウトカム評価ができる専門管理栄養士を育成・認定し、社会に送ることで、一人ひとりの自立した生活の支援に寄与できることを目的とする。

(名称)

第2条 前条において認定する専門管理栄養士は、栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士と称する。

第2章 栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士認定委員会

(認定委員会の設置)

第3条 栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士認定制度の運営にあたっては、栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設ける。

(認定委員会の業務)

第4条 認定委員会は、栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士の審査、認定、更新業務を行う。

2 認定委員会の構成及び運営については、別に認定委員会細則に定める。

第3章 栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士の認定

(受験資格)

第5条 栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士認定を受験申請する者は、次の各号に定める条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 日本国の管理栄養士免許を有するもの。
- (2) 本協会の会員であること。
- (3) 申請前年度と申請年度分の会費を完納していること。
- (4) 本協会が実施する栄養ケアプロセスマネジメント講座Ⅰ-1～Ⅳ-2を修了していること。

(受験申請)

第6条 栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士認定を受験申請する者は、次の書類を認定委員会に提出する。

- (1) 受験申請書（本協会申請書類の所定様式）
- (2) 履歴書（本協会申請書類の所定様式）

- (3) 栄養ケアプロセスマネジメント講座Ⅴの修了証の写し
- (4) 管理栄養士免許証の写し
- (5) 栄養ケアプロセスマネジメント・栄養管理実績（NCPによるアセスメントを含む）の個別栄養ケア計画書2事例レポート（本協会の所定様式）

（認定審査）

第7条 認定委員会は年一回申請書類およびレポート、試験によって審査を行う。

- 2 審査料は30,000円とする。
- 3 既納の審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

（認定審査の合否判定）

第8条 認定委員会は審査に基づき合否を判定し、本協会理事長に報告する。理事長は理事会の承認を経て受験者本人に合否結果を通知する。

（認定証の交付）

第9条 合格者に対して、認定証を交付する。

- 2 認定料は20,000円とする。
- 3 認定日は認定証の交付日とし、認定期間は3年間とする。

第4章 栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士の更新認定

（更新の条件）

第10条 栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士の更新認定を申請する者は、次の各号に定める条件を満たしていなければならない。

- (1) 本協会の会員であり、更新申請年度分までの年会費を完納していること。
- (2) 認定後3年間に、最低限、栄養ケアプロセスマネジメント講座Ⅱ・Ⅳを修了していること。ただし、受講順序は問わない。
- (3) 本認定が失効した後に更新申請する者は、申請時から遡って3年間に栄養ケアプロセスマネジメント講座Ⅰ-1～Ⅳ-2全てを修了していること。ただし、受講順序は問わない。
- (4) 新たに、栄養ケアプロセスマネジメントによる個別栄養ケア計画書等のレポート5事例（本協会の所定様式）を提出すること。

（更新申請）

第11条 更新を申請する者は、次の書類を認定委員会に提出する。

- (1) 更新申請書（本協会申請書類の所定様式）
- (2) 認定後3年間に受講した栄養ケアプロセスマネジメント講座Ⅱ・Ⅳの修了証の写し
- (3) 本認定が失効した後に更新申請する者は、申請時から遡って3年間に受講した栄養ケアプロセスマネジメント講座Ⅰ-1～Ⅳ-2全ての修了証の写し
- (4) 新たに、栄養ケアプロセスマネジメント・栄養管理実績（NCPによるアセスメントを含む）の個別栄養ケア計画書5事例レポート（本協会の所定様式）

（更新審査）

第12条 認定委員会は更新書類およびレポート、試験によって審査を行う。

2 更新申請料は30,000円とする。

3 既納の更新申請料は、いかなる理由があっても返却しない。

(更新審査の合否判定)

第13条 認定委員会は審査に基づき合否を判定し、本協会理事長に報告する。理事長は理事会の承認を経て受験者本人に合否結果を通知する。

(認定証の交付)

第14条 合格者に対して、新たな認定証を交付する。

2 更新期間は、前認定期間満了日の翌日から3年間とする。

第5章 栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士の資格の喪失と取消

(資格の喪失)

第15条 栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士は、次の理由によりその資格を喪失する。

(1) 日本国の管理栄養士免許を取り消されたとき

(2) 栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士を辞退したとき

(3) 本協会を退会または、会員資格を喪失したとき

(4) 栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士の認定を更新しないとき

(資格の取り消し)

第16条 本協会は、次の理由により委員会、理事会の議を経て認定の資格を取り消すことができる。

(1) 申請書類に虚偽が認められたとき

(2) 栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士として相応しくない行為があったとき

第6章 制度規約の改廃

第17条 本制度規約の改廃は委員会で審議し、本協会理事会の議を経て承認されなければならない。

第7章 補 則

第18条 この規約を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附 則

1. この規約は、平成30年1月20日から施行する。

1. この規約の改定は、令和6年5月26日から施行する。

栄養ケアプロセスマネジメント専門管理栄養士認定委員会細則

(構成)

- 第1条 認定委員会委員長は、本協会の理事の中から、理事長が指名した者とする。
- 2 認定委員は、本協会から推薦された者で構成する。
 - 3 認定委員会委員長は、委員の中から、認定委員会副委員長を指名することができる。

(運営)

- 第2条 認定委員会委員長は、委員会を掌握し本制度の円滑な運営を図る。
- 2 認定委員会副委員長は、委員長を補佐し、本制度の円滑な運営を図る。
 - 3 認定委員会は、本制度の円滑な運営を図るために必要に応じて作業部会を設置することができる。作業部会及び業務内容等は別に定める。

(招集と開催)

- 第3条 認定委員会委員長は、必要に応じて委員を招集し、委員会を開くことができる。
- 2 認定委員会委員長が議長を務める。
 - 3 認定委員会は、委員数の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
 - 4 認定委員会の議事は、出席者過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは委員長が決するものとする。
 - 5 正当な理由のため、認定委員会を欠席する委員は、予め通知された議案について、議長もしくは他の委員を代理人として決議を委任することができる。委任状をもって予め意思表示をした委員は出席者とみなす。

(開示の方法)

- 第4条 本制度の運営に関する決定事項は、本協会のホームページによって会員に会告する。